

2. 持続的成長

(1) 経済社会基盤

開発途上国における貧困の削減のためには、貧困層の人々に直接役に立つ貧困対策や社会開発分野の支援のみならず、経済の持続的な成長が不可欠です。その

ためには、開発途上国の発展の基盤となるインフラ(経済社会基盤)の整備が重要となります。

< 日本の取組 >

日本は、開発途上国の開発政策に基づいて、インフラ整備の支援とこれらインフラを整備、管理、運営するための人材を育成しています。具体的なインフラ整備として挙げられるのは、都市と農村との交流拡大や災害からの安全確保、および海外との貿易・投資を促進できるよう道路、港湾、空港、情報通信技術(ICT)などを整備することです。また、教育、保健、安全な水・衛生環境、住居を確保し、病院や学校などへのアクセスを改善するための社会インフラ整備や、地域経済を活性化させるため農水産物市場や漁港などの整備を行っています。



東ティモールのベモス川上流にある取水堰しゅすいせきで働く日本人大工と流域住民スタッフ
(写真:久野真一/JICA)

モンゴル

ウランバートル市高架橋建設計画 無償資金協力(2009年5月~実施中)

モンゴルの首都ウランバートル市には、同国の約280万人の総人口の4割以上が集中し、都市化に伴って市内の車両台数が急増していますが、道路整備・維持管理が追いつかず、交通事情は悪化の一途をたどっています。さらに、同市を東西に走る鉄道は、南部の工業地帯と北部の官公庁街・商業地域を分断しており、鉄道をまたぐ橋が市民生活にとって重要な役割を果たしています。しかし、この二つの地域を結ぶ既存の高架橋は劣化・老朽化が激しいため、安全で円滑な交通の確保が課題となっていました。

このため、日本は、市内中心部を南北に結ぶ新たな高架陸橋(長さ約260m)を含む全長895mの新設道路の建設を行っています。この橋は、モンゴル初の本格的な鋼製橋梁こうせいりょうとなるため、工事を請け負う日本の建設会社は、関係省庁のエンジニアや学生を対象とした技術セミナーや現場見学会をボランティアで開催し、建設中の橋を事例に使うて日本の施工技術を紹介する機会を設けてきました。参加者からは日本の企業からレベルの高い建設技術を直接学ぶことができると、高く評価されています。

2012年に外交関係樹立40周年を迎えた日本とモンゴル両国の友好の新たなシンボルとなるこの橋は、モンゴルでは太陽が日本を象徴していることから「太陽橋」と呼ばれています。太陽橋の建設により、首都ウランバートル市内の交通渋滞が改善されることで、同市における物流の安定・効率化が進み、経済が活性化することが期待されています。(2012年12月時点)



鉄道をまたいで建設中の太陽橋 (写真: JFEエンジニアリング)

(2) 情報通信技術 (ICT)

情報通信技術 (ICT) * の普及は、産業を高度化し、生産性を向上させることで、持続的な経済成長の実現に役立ちます。また、開発途上国が抱える医療、教育、エネルギー、環境、災害管理などの社会的課題の解決にも貢献します。

ICTの活用は、政府による情報公開を促進し、放送メディアを整備し、民主化の土台となる仕組みを改善します。便利さとサービスが向上することで市民社会がより強化されるためにも非常に重要です。

< 日本の取組 >

日本は、地域・国家間に存在するICTの格差を解消し、すべての人々の生活の質を向上させるために、開発途上国における通信・放送設備や施設の構築、およびそのための技術や制度整備、人材育成といった分野を中心に積極的に支援しています。

具体的には、電気通信に関する国際連合の専門機関である国際電気通信連合 (ITU : International Telecommunication Union) * と協力して、日本は開発途上国に対する様々な電気通信開発支援を行っています。2012年3月には、仙台

市においてITUと総務省との共催により、東日本大震災や復興の過程で得た情報通信分野の知見や教訓を海外の方々と共有するため、「総務省・ITU災害通信シンポジウム」を開催しました。また2013年には、世界共通の課題である医療分野の課題解決に資するため、ICTを活用したe-Healthを開発途上国に普及していくためのワークショップ等も日本で開催することとしています。

アジア太平洋地域では、アジアの国際機関であるアジア・太平洋電気通信共同体 (APT : Asia Pacific Telecommunity) * が、2009年にアジア・太平洋地域におけるブロードバンドの普及・発展に向けて今後加盟国が協力して取り組んでいくための共同声明および行動計画を策定するなど、地域的政策調整役として、アジア太平洋地域における電気通信および情報基盤の均衡した発展に寄与しています。日本はICTの格差解消やICTの利活用による医療・教育現場等の課題を解決するため、APTを通じたパイロットプロジェクト、研修やワークショップ等の人材育成を行っています。

また、ASEANにおいては、2011年11月に開催さ



インドにある大学の教材制作センターの機器は、ほとんどが日本から供与された放送関連機材 (写真：船尾修/JICA)

れた日ASEAN首脳会議で採択された共同宣言(バリ宣言)に「ASEANスマートネットワーク構想」等のICT分野における協力の強化が盛り込まれるなど、情報通信分野における協力を進めているところです。

さらにASEANとは、特に近年各国の関心が高まっているサイバー攻撃を取り巻く問題について、2012年11月にフィリピン(セブ)で行われた日ASEAN情報通信大臣級会合の共同宣言にて、2013年9月に、日ASEANサイバーセキュリティ協力に関する閣僚会合を日本(東京)で開催することが合意されています。

あわせて、日本の経済成長に結びつける上でも有効な、地上デジタル放送日本方式 (ISDB-T) * の海外普及活動に、整備面、人材面、制度面の総合的な支援を目指して積極的に取り組んでいます。ISDB-Tは、2013年1月現在、中南米地域をはじめとして普及が進んでおり、ISDB-T採用国への支援の一環として、2009年度から現在までチリ、ペルー、コスタリカなど8か国に専門家を派遣し、技術移転を実施しています。さらに、ISDB-T採用国および検討国を対象としたJICA研修を毎年実施し、ISDB-Tの海外普及・導入促進を行っています。

*用語解説

情報通信技術

(ICT:Information and Communication Technology)

コンピュータなどの情報技術とデジタル通信技術を融合した技術で、インターネットや携帯電話がその代表。

国際電気通信連合

(ITU:International Telecommunication Union)

電気通信・放送分野を担当する国連の専門機関(本部:スイス・ジュネーブ。193か国が加盟)。世界中の人が電気通信技術を使えるように、①携帯電話、衛星放送等で使用する電波の国際的な割当、②電話、インターネット等の電気通信技術の国際的な標準化、③開発途上国の電気通信開発の支援等を実施。

アジア・太平洋電気通信共同体

(APT:Asia-Pacific Telecommunity)

1979年に設立されたアジア・太平洋地域における情報通信分野の国際機関。同地域の38か国が加盟。同地域における電気通信や情報基盤の均衡した発展を目的として、研修やセミナーを通じた人材育成、標準化や無線通信等の政策的調整等を実施。

地上デジタル放送日本方式(ISDB-T: Integrated Services Digital Broadcasting - Terrestrial)

日本で開発された地上デジタルテレビ放送方式。緊急警報放送の実施が可能であるなど災害対策面に優位性を持つ。

ラオス

国立大学ITサービス産業人材育成プロジェクト 技術協カプロジェクト(2008年12月~実施中)

ラオスでは、周辺国に比べて情報技術の導入と開発が遅れています。そのため、2001年以降、ラオス政府は情報技術分野の教育を重視し、IT導入による国全体の経済の活性化を図っています。

こうした状況を受け、日本は、ラオス国立大学工学部IT学科に対して、日本人専門家の派遣、同大学の教員に対する研修、教育施設や必要な機材の整備等を行い、同大学における情報技術分野の人材育成を支援しています。日本の支援によって、同大学のIT学科では専門のコース、学科内企業*が設置され、ラオスの学生たちが実践的なソフトウェア工学技術やビジネス・スキルを習得しています。毎年約30名の学生が本コースに入学しており、2011年には第一期生38名が卒業しました。この学生たちが、IT技術を通じて、将来のラオスの発展を担うことが期待されています。(2012年12月時点)

※ 学科内企業：産学連携の場を提供する目的で、大学内に設立される企業。学科内企業がシステム開発を受注し、民間のITエンジニアと大学の教官や学生が協力して開発に当たり、学生は実際の開発現場で大規模なシステムの共同開発手法を学ぶことができる。



日本人JICA専門家による技術移転 (写真: JICA)

(3) 貿易・投資、ODA以外の資金との連携

開発途上国の持続的な成長のためには、民間部門が中心になって役割を担うことが鍵となります。産業の発展や貿易・投資の増大などの民間活動の活性化が重要です。し

かし、数々の課題を抱える開発途上国では、民間投資を呼び込むための環境整備を行うことが困難な場合があり、国際社会からの支援が求められています。

< 日本の取組 >

日本は、ODAやその他の政府資金(OOF)*を活用して、開発途上国内の中小企業の振興や日本の産業技術の移転、経済政策のための支援を行っています。また、開発途上国の輸出能力や競争力を向上させるため、貿易・投資の環境や経済基盤の整備も支援しています。

2001年にスタートした「世界貿易機関(WTO)ドーハ・ラウンド交渉(ドーハ開発アジェンダ)」*においても、開発途上国が多角的な自由貿易体制に参加することを通じて開発を促進することが重視されています。日本は、WTOに設けられた信託基金に拠出し、開発途上国が貿易交渉を進め、国際市場に参加するための能力を強化すること、およびWTO協定を履行する能力をつけることを目指しています。

日本市場への参入に関しては、開発途上国産品の輸入に際し、一般の関税率よりも低い税率を適用するという一般特恵関税制度(GSP)^[注20]により、特に後発開発途上国(LDCs)*に対しては無税無枠措置*をとっています。また、日本は、経済連携協定(EPA)*を積極的に推進しており、貿易・投資の自由化を通じ開発途上国が経済成長できるような環境づくりに努めています。

こうした日本を含む先進国による支援をさらに推進するものとして、近年、WTOや経済協力開発機構(OECD)をはじめとする様々な国際会議(フォーラム)において「貿易のための援助(AfT)」*に関する議論が活発になっています。日本は、2009年7月のWTO第2回「貿易のための援助」グローバル・レビュー会合において、総額約120億ドルの貿易関連プロジェクトへの支援などを柱とした「開発イニシアティブ2009」*という独自の貢献策を発表し、多くの国から高い評価を得ました。具体的な取組としては、貿易を行うために重要な港湾、道路、橋など輸送網の整備や発電所・送電網など建設事業への資金の供与や、税関職員の教育など貿易関連分野における技術協力が挙げられます。さらに開発途上国の小規模生産グループや小規模企業に対して

「一村一品キャンペーン」*への支援も行っています。また、開発途上国へ民間からの投資を呼び込むため、開発途上国特有の課題を調査し、投資を促進するための対策を現地政府に提案・助言するなど、民間投資を促進するための支援も進めています。

また、日本は、アジア地域における輸出によって経済成長に貢献した開発援助の成功事例を研究する「貿易のための援助」アジア・太平洋地域専門家会合に積極的に取り組んでいます。2011年7月のWTO第3回「貿易のための援助」グローバル・レビュー会合において、日本の開発援助の成功事例など専門家会合での議論の成果を、世界の他の地域に紹介し、参加国から好評を得ました。さらに、経済産業省の技術協力として、日系企業の海外展開を支援するため、現地の産業人材の育成や現地の大学との連携による企業文化講座、インターンシップなどによる現地の高度人材の確保の支援に取り組んでいます。



エチオピアのアジスアベバ市内にある家具を製造する零細小企業を訪れ、カイゼンボードについて説明する日本人専門家(写真:今村健志朗/JICA)

注20 一般特恵関税制度 GSP: Generalized System of Preferences

*用語解説

その他の政府資金(OOF:Other Official Flows)

政府による開発途上国への資金の流れのうち、開発を主たる目的とはしないなどの理由でODAにはあてはまらないもの。輸出信用、直接投資、国際機関に対する融資など。

ドーハ・ラウンド交渉(ドーハ開発アジェンダ)

WTO加盟国が多国間で、鉱工業品、農林水産品の関税の削減・撤廃、サービス分野の規制緩和など幅広い分野について、貿易の自由化を目指すための交渉。貿易を通じた途上国の開発も課題の一つ。

後発開発途上国(LDCs: Least Developed Countries)

国連による開発途上国の所得別分類で、開発途上国の中でも特に開発が遅れている国々。2008～2010年の1人当たり国民総所得(GNI)平均992ドル以下などの基準を満たした国。2012年12月現在、アジア7か国、中東・北アフリカ2か国、アフリカ33か国、中南米1か国、大洋州5か国の48か国。(191ページ参照)

無税無枠措置

後発開発途上国(LDCs)から先進国への輸出に関しては、関税や数量制限などの障壁を無くした、先進国による措置。これまで対象品目を拡大してきており、LDCsから日本への輸出品目の約98%が無税無枠での輸入が可能となっている。(2012年2月時点)

経済連携協定

(EPA:Economic Partnership Agreement)

特定の国または地域の間で、物品の関税やサービス貿易の障壁等を削減・撤廃することを目的とした自由貿易協定(FTA:Free Trade Agreement)に加え、投資、人の移動、政府調達、知的財産の保護や競争政策におけるルールづくり、幅広い経済関係の強化を目的とする二国間協定など幅広い分野での経済協定。

貿易のための援助(AfT:Aid for Trade)

開発途上国がWTOの多角的貿易体制の下で、貿易を通じて経済成長を達成することを目的に、途上国に対し、貿易関連の能力向上のための支援やインフラ整備の支援を行うもの。

開発イニシアティブ

貿易を通じて開発途上国の持続的な開発を支援するための総合的な施策。途上国が自由貿易体制から恩恵を得るためには、貿易の自由化だけでなく、①生産(競争力のある製品を生産する能力の向上)、②流通・販売(流通インフラを含む国内外の物流体制の整備)、③購入(市場の開拓)という3つの要素を柱とする。これら3つの局面に、「知識・技術」「資金」「人」「制度」といった手段での支援を組み合わせ、途上国における生産者、労働者と先進国、途上国の消費者を結び付ける総合的な支援の実施を目指している。

一村一品キャンペーン

1979年に大分県で始まった取組を海外でも活用。地域の資源や伝統的な技術を活かし、その土地独自の特産品の振興を通じて、雇用創出と地域の活性化を目指す。アジア、アフリカなど開発途上国の民族色豊かな手工芸品、織物、玩具など魅力的な商品を掘り起こし、より多くの人々に広めることで、途上国の商品の輸出向上を支援する取組。

ベトナム

ベトナム日本人材協力センター・ビジネス人材育成プロジェクト 技術協力プロジェクト(2010年9月～実施中)

ベトナムは、2020年の工業国化・近代化を国家ビジョンとして掲げ、市場経済化・国際経済統合を推進しています。しかし、労働人口のうち、大学、職業訓練校等で一定の訓練を受けた労働者は少数にとどまっており、中間管理職や技術系管理者、熟練労働者の絶対数が不足しています。また、質の面でも、産業界のニーズに合わない教育・訓練カリキュラム、教官の知識不足等の問題が指摘されており、工業国化・近代化を促進するための知識や経営・管理技術の知識・経験を持つ人材の不足が大きな課題となっています。

こうした人材不足を解消するために、このプロジェクトでは、過去10年間実施してきたベトナム日本人材協力センター(VJCC)*プロジェクトの成果と実績を踏まえ、ビジネスコースの運営・管理強化と同センター組織の運営・管理体制強化に特化した協力を行っています。このプロジェクトでは、4年間の協力を通じて、ベトナムの工業化を率いていく経営者人材を継続的に育成することを目標としています。(2012年12月時点)

* ベトナム日本人材協力センター：VJCC(Vietnam-Japan Human Resources Cooperation Center) 日本とベトナム両国政府によって設立された人材育成機関。ベトナムの市場経済化のための人材育成を目的とし、ビジネス教育、日本語教育や様々な交流事業を実施している。ホーチミンとハノイの2か所にセンターがある。



ホーチミンのセンターで毎年行われるビジネス受講者によるものづくり成果発表会
(写真：JICA)

(4) 政策立案・制度整備

開発途上国の持続的成長のためには、インフラ(経済社会基盤)の整備とともに政策の立案・制度の整備や人づくりが重要です。汚職を撲滅し、法・制度を改革し、行政

を効率化・透明化して地方政府の行政能力を向上させるなどの支援が必要です。

< 日本の取組 >

政策立案や制度整備への支援の一環として、法制度整備支援を進めています。法制度整備は良い統治(グッド・ガバナンス)に基づく自助努力による国の発展の基礎となるものです。この分野への支援は、日本と相手国の「人と人との協力」の代表例であり、日本の「顔の見える援助」の一翼を担っています。

また、これにより開発途上国の法制度が整備されれば、日本企業がその国で活動するためのビジネス環境が改善されることとなり、制度的な基盤を整えるための重要な取組となります。法制度整備への支援は、日本のソフトパワーによるものであり、アジアの成長力の強化を下支えするものです。

さらに、民主的発展の支援のために、法制度、司法制度、行政制度、公務員制度、警察制度などの各種の制度整備や組織強化のための支援、民主的な選挙を実施するための支援、市民社会の強化、女性の地位向上のための支援などの取組を行っています。汚職の防止や統計能力の向上、地方行政能力の向上も支援しています。

国連アジア極東犯罪防止研修所(UNAFEI)^{注21}を通じて、刑事司法分野の様々な課題について、アジア・太平洋地域を中心とした開発途上国の刑事司法実務家を対象に、研修・セミナーを実施しています。

また、特定のプロジェクトだけではなく、開発途上国の財政に資金を投入する政策立案・制度改善も支援しています。

国内治安維持の要となる警察機関の能力向上については、制度づくりや行政能力向上への支援など人材の育成に重点を置きながら、日本の警察による国際協力の実績と経験を踏まえた知識・技術の移転と、施設の整備や機材の供与を組み合わせた支援をしています。警察庁では、インドネシア、フィリピンなどのアジア諸国を中心に専門家の派遣や研修員の受入れを行っています。これらを通して、民主的に管理された警察として国民に信頼されている日本の警察の姿勢や事件捜査、鑑識技術の移転を目指しています。



マレーシア警察庁警察科学捜査研究所において、マレーシア国家警察の科学捜査能力向上を目指すため、指紋採取や鑑識の技術指導を行っている日本人専門家(写真:菅原アラセ/JICA)

注21 国連アジア極東犯罪防止研修所 UNAFEI: United Nations Asia and Far East Institute for the Prevention of Crime and the Treatment of Offenders

カンボジア 法制度整備支援プロジェクト 技術協カプロジェクト

2011年12月21日、カンボジアで民法が施行されました。この法律は12年にわたる日本の技術協力により起草されたもので、記念式典においては、起草作業の中心となった^{もりしまあきお}森嶋昭夫名古屋大学名誉教授ら多くの日本人関係者に対して友好勲章が贈られました。

カンボジアでは1970年代後半のポル・ポト政権時代に、法律家を含む知識人が大量虐殺され、法律関係の文献もほとんどが焼失し、人材も制度もほぼ皆無の状態となりました。こうした状況を受け、内戦後、まずは国連の監督の下、憲法の制定が進められました。続いて基本法典の整備が各国・機関の支援により始まり、国の治安に関わる刑法、暮らしに関わる民法が整備されることとなりました。このとき、隣国ベトナムで行われた日本のODAによる法制度整備支援の評判を耳にしたカンボジアは、日本に民法の起草支援を依頼したのです。

1999年、日本は「民法」の整備に取りかかりました。当時、欧米先進国が行う法制度整備支援は、外国人アドバイザーが、簡単な調査の後、短期間で法案を起草するというものでした。一方日本の援助は、法律が相手国社会で機能するものとなるよう、起草や運用のための人材育成を行い、相手国の法曹人材と協議しながら、共同で起草作業をするという、独自の方法をとりました。具体的には、法学者や裁判官、弁護士や法務省の職員などを派遣し、起草だけでなく、法案成立のための議会対応支援なども含め、12年間という長い協力を行いました。

また、この民法が適用されることは、日系企業にとっても利点があります。この民法は、日本の法律をモデルに作成されているため、類似する制度が多く、日本語版も存在するため、日系企業がカンボジアの法律を容易に知ることができるからです。民法の適用により、投資環境が整い、日系企業の進出などによって、カンボジアがますます発展することも期待されます。



カンボジアの民法、民事訴訟法（写真：JICA）

(5) 文化復興・振興

開発途上国では、その国の文化の振興・復興に対する関心が高まっています。たとえば、その国を象徴するような文化遺産は、その国の人々の誇りであるばかりでなく、観光資源として周辺住民の社会の発展に有効に活用できます。しかし、開発途上国には、危機にさらされている文化遺産も

多く、そのような文化遺産を守るための支援は、人々の心情に直接届く上に、長期的に効果が持続する協力の形ともいえます。また、これら人類共通の貴重な文化遺産の保護は開発途上国のみならず、国際社会全体で取り組むべき課題でもあります。

< 日本の取組 >

日本は、文化無償資金協力*を通じて、1975年より開発途上国の文化・高等教育の振興、文化遺産の保全のための支援を実施しています。具体的には、これまで開発途上国の文化遺産、文化財の保存や活用に必要な施設、その他の文化・スポーツ関連施設、高等教育・研究機関の施設の整備や必要な機材の整備を行ってきました。こうして日本の文化無償資金協力で整備された施設は、日本に関する情報発信や日本との文化交流の拠点にもなり、日本に対する理解を深め、親日感情を培う効果があります。近年では、「日本の発信」の観点から、日本語教育分野の支援にも力を入れています。

2011年度には、モンゴル、ラオス、ペルー、エジブ

トの文化遺産に関連した教育・研究・観光施設の整備のための支援を行いました。この支援はこれらの国々の貴重な文化遺産の保存・研究、展示を通じ、人々がこうした遺産に親しむ機会を提供するとともに、観光産業を通じた経済社会開発への貢献も目的としています。

また、開発途上国の人材育成を目的として、カンボジア、スリランカ、ドミニカ共和国、パナマ、ブラジル、セルビア、ブルガリア、ルーマニア、コンゴ民主共和国において、高等教育レベルを中心に日本語教育、体育、音楽教育等幅広い分野での支援を行っています。このほかに、コロンビア、キューバのラジオ・テレビ局に対する番組制作・放送分野の支援などを行っています。



青年海外協力隊員の指導の下、習字を習うモンゴルの子どもたち (写真: 木戸久美子)

日本は、国連教育科学文化機関(UNESCO)に設置した「文化遺産保存日本信託基金」を通じて、文化遺産の保存・修復作業、機材供与や事前調査などを行っています。特に途上国の人材育成には力を入れており、国際専門家の派遣や、ワークショップの開催等により、技術や知識の提供による協力も実施しています。ほか

にも、いわゆる有形の文化遺産だけでなく、伝統的な舞踊や音楽、工芸技術、語り伝えなどの無形文化遺産についても、同じくUNESCOに設置した「無形文化遺産保護日本信託基金」を通じて、継承者の育成や記録保存などの事業に対し支援しています。

*用語解説

文化無償資金協力

開発途上国が文化・高等教育振興、文化遺産保全などを目的として実施する開発プロジェクト(機材調達、施設整備など)のために必要な資金を供与する。政府機関を対象とする「一般文化無償資金協力」とNGOや地方公共団体等を対象に小規模なプロジェクトを実施する「草の根文化無償資金協力」の二つの枠組みにより実施している。

エチオピア

メケレ大学日本語学習機材整備計画

草の根文化無償資金協力(2010年11月～2011年11月)

エチオピア有数の大学であるメケレ大学は、2008年にエチオピア初となる日本語講座を開講しました。この日本語講座には、日本の経済、技術などへの関心の高まりに伴い、受講希望が多数寄せられましたが、大学には講座専用の教室、設備がなく、一部の学生しか受講できなかったほか、教材も不足している状況でした。そこで、草の根文化無償資金協力を通じて日本語講座のためにLL教室や日本語教材の整備を支援しました。その結果、支援実施前と比べ、3倍以上の学生が、充実した環境で日本語講座を受講できるようになりました。

2012年3月には、この日本語講座においてエチオピアで初めての日本語弁論大会が開催され、講座代表の学生等、20名が熱弁をふるいました。

メケレ大学では、日本人研究者等の協力によりエチオピアの文化遺産の保存・研究や日本文化の紹介も行われています。このようなメケレ大学に対する日本語教育支援によって、エチオピアの人材育成への貢献とともに、日本に関する文化や社会などの知識の増大、日本との交流促進が期待されます。



整備した日本語教室にて講座優秀学生が日本語スピーチを行う様子
(写真：JICA)